

参考6 生物多様性に関連する最近の主な文献

COP8決議 VIII/17. 民間部門の参画 (Private-Sector Engagement)

(環境省仮訳)

締約国会議は、

締約国会議の決議III/6、V/11、VI/26、特に、戦略計画の目的4.4(民間部門を含む主な主体と利害関係者(stakeholders)は、条約の実施を目的としたパートナーシップに参加し、生物多様性の問題を、関連する部門別および部門横断的な計画、プログラム、政策に組み込む)を想起し、

条約の実施および2010年目標の達成に全ての利害関係者(stakeholders)が関与することの必要性を強調する一方で、実施の責任は主に締約国にあることに留意し、

民間部門による条約の目的に関する自主的な約束を促進し、また条約の目的を支援する規制を強化する必要があることに留意し、

民間部門には、さまざまな主体が含まれていることを認識し、

条約を実施にあたりビジネスや産業(business and industry)の参画を推進する理由は、以下を例として、複数あることに留意し、

- (a) 全ての利害関係者(stakeholders)のうち、おそらく民間部門が、条約実施への関与が最も少ないと思われるが、日々の企業活動や産業活動は、生物多様性に大きな影響を与えている。ビジネスや産業(business and industry)に対して、優良事例の導入と推進を奨励することは、2010年目標と条約の目的達成に向けた大きな寄与となると思われる
- (b) 個々の企業や産業協会は、政府の見解や世論に与える影響が大きいため、条約そのものや生物多様性に対する認知度を高める潜在的可能性を有している
- (c) 民間部門は、一般的な管理、研究、コミュニケーション能力と同様に、生物多様性に関連した知識や技術的資源を有しており、これらを上手く活用すれば、条約の実施を促進することが可能である

条約の実施に係わる経済界のリーダーと大臣との対話など、条約の目的の推進活動へのビジネスの関与を促す現行および新たな取組みを歓迎し、

ブラジル環境省およびイギリス環境食糧農林省が、国際自然保護連合(IUCN)、ブラジルの持続可能な開発のための経済人会議(CEBDS)、インサイト・インベストメント^{*}、事務局長とともに実施している先導的な取組みは、2010年目標達成に向けた一手段として、企業による生物多様性の問題への関与を実現させるための案(条約を通して、あるいは条約の目的を支援する過程において発展させて行くのが最善と考えられる)を作成することを目的としているが、これらの取組みを歓迎し、

2005年1月20～21日、ロンドンにて開催された第一回「企業と2010年生物多様性の挑戦(Business and the 2010 Biodiversity Challenge)」会合の報告書(UNEP/CBD/WG-RI/1/INF/5)および2005年11月3～5日、ブラジルサンパウロにて開催された第二回会合の報告書(UNEP/CBD/COP/8/INF/11)に留意し、

ビジネスや産業(business and industry)による条約および2010年目標の達成への貢献を促進するにあたり、以下のツールやメカニズムが有用であると考えられることに留意し、

- (a) ビジネスと生物多様性の問題に関する意識向上を目的とした資料や訓練ワークショップ
- (b) 企業経営における生物多様性への配慮を一般化することを目的として、既存の自主的

あるいは義務的な報告、実施基準、ガイドライン、指数へ生物多様性への配慮を組み込むにあたっての指針

- (c) 企業の生物多様性保全への取組実績 (companies' biodiversity performance) に基づいた、消費者による選択を促す生物多様性関連のあらゆる課題 (issues) を反映した認証制度
- (d) 国際的に合意された生物多様性に影響を与える活動に関する基準
- (e) 生物多様性関連の優良事例の導入にあたり、企業を支援する指針やツール
- (f) 企業の生物多様性に対する責任 (commitments) を規定し、機能させるための生物多様性に関する政策と行動計画
- (g) 企業による生物多様性管理の実践に指針を与え、これを評価する生物多様性のベンチマーク (基準)
- (h) 既存の環境影響評価の手順や戦略的影響評価に生物多様性関連の課題 (issues) を組み込むためのガイドライン
- (j) 優良事例に関する知識の共有を促進するためのパートナーシップ
- (k) 公共と民間のパートナーシップ

さらに、上記のツールやメカニズムが、生物多様性の保全および持続可能な利用を担当する政府機関と経済開発を担当する政府機関による、条約の実施と2010年目標を達成する上での協力を促進する上で有用であると思われる点に留意し、

条約に基づき実施される下記の開発に関する今後の作業が、条約と2010年目標の実施に向けたビジネスや産業 (business and industry) による貢献を促進すると考えられる点に留意し、

- (a) 民間分野に適した生物多様性関連問題のツール、指針、基準 (standards)
- (b) 生物多様性および生態系サービスの価値評価ツールと、価値評価を政策決定へ組み込むためのツール
- (c) 条約の目的と一致した「生物多様性オフセット」(案)に関する指針
- (d) 業界標準、認証制度、ガイドラインへ生物多様性を組み込むための指針
- (e) 民間部門を対象とした条約の案内 (guide)
- (f) 各国の必要性や状況に応じて民間部門を関与させる方法についての締約国を対象とした指針

国連貿易開発会議 (UNCTAD) のバイオトレード・イニシアティブ (BioTrade Initiative) が開発した手段など、環境に配慮した製品を扱う中小企業を支援する手段に関する今後の研究は、ビジネスや産業 (business and industry) における生物多様性に関する優れた実践を促進すると考えられる点に留意し、

1. 政府窓口 (NFPs : national focal points) に対し、関係各省と連携し、各締約国の管轄内で事業を展開している企業 (国有会社や中小企業を含む) に生物多様性の重要性を伝え、これらの企業を生物多様性国家戦略および行動計画の策定に関与させ、またこれらの企業に対し、生物多様性国家戦略、行動計画、条約の目的の実施を支援するような業務を実践することを奨励するよう強く要求し、
2. 政府窓口に対し、必要に応じて、SBSTTA、締約国会議、その他の政府間の会合へ出席する国の代表団の中に民間部門の代表者を加え、技術専門家グループの一員となる民間部門の代表者を指名することを奨励し、
3. 事務局長に対し、生物多様性に配慮した経営事例 (business case for biodiversity) および生物多様性に関する優良事例についての情報を収集し、CHM (クリアリングハウス・メカニズム) を通じてこれらの情報を利用可能にするよう強く要請し、
4. さらに、事務局長に対し、事務局が作成するアウトリーチ (支援活動) に関する資料の対象 (読) 者の中に、またCEPA (広報・教育・普及啓発 : Communication, Education and Public Awareness) に関する世界イニシアティブの対象者の中に民

- 間部門を含めるよう強く要請し、
5. 企業および関係組織・パートナーシップ(UNEPファイナンス・イニシアティブなど)に対し、生物多様性に配慮した経営方針(business case for biodiversity)を打ち立てた上でこれを推進し、優良事例のためのガイドライン、ベンチマーク(基準)、認証制度、報告ガイドラインとその基準、特に2010年目標関連の指標に対応したパフォーマンス基準を開発した上で広範での適用を普及させ、生物多様性の状況や動向についての情報を共有し、2010年目標に貢献するような自主的な約束を作成の上、締約国会議へ報告するよう要請し、
 6. 企業に対し、各社の理念や業務を、より明確に、条約の3つの目的、目標、具体目標と一致させるよう要請し、
 7. 企業の代表者に対し、締約国会議、SBSTTA、その他の政府間会合へ参加することを奨励し、
 8. 第9回締約国会議にて、条約の実施への企業の参画を推進する今後の手段、特に、企業参画の促進する上で条約が果たす役割について検討することを決定し、
 9. 技術移転と科学技術協力に関するアドホック技術専門家グループに対し、条約の3つの目的を達成する上で民間部門が果たす役割について検討し、専門家グループの作業に対して、本決議の妥当性(relevance)を検討した上で、締約国会議にて報告するよう要請し、
 10. 締約国に対し、条約第6項(b)の実施に優先的に取り組むことを奨励する。

※訳注：英国の企業

ウェブサイト：<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=11031>

COP9決議 IX/26. ビジネスの参画の推進 (Promoting Business Engagement) (環境省仮訳)

締約国会議は、

決議VIII/17を想起し、

2007年11月に開催された企業と生物多様性に関する閣僚級会合について、その開催にあたっての欧州連合(European Union; EU)理事会議長国ポルトガルの主導力を感謝の意を持って銘記し、

ビジネスと生物多様性イニシアティブ(Business and Biodiversity Initiative)などを通して、第9回締約国会議に向けてビジネス界を動員させることを目指したドイツの取組みを歓迎し、

2010年目標達成に向けた手段として、条約を介してあるいは条約の目的を支援することで最も効果的に遂行されると思われる企業を生物多様性問題に関与させるためのアイデアをさらに発展させることを目的とした“ビジネスと2010生物多様性チャレンジ(business and 2010 biodiversity challenge)”の第3回非公式会合の開催にあたってのオランダの支援を歓迎し、

企業に対する担当窓口を指定するなど、ビジネス界の参画を図るための事務局の取組みを感謝の意を持って銘記し、

企業活動が生物多様性に与える可能性のある影響とあらゆるレベルにおける条約の3つの目的の実施においてビジネス界および市民社会が果たさなければならない役割を認識し、

1. 締約国に対し、条約の3つの目的の実施において、特に官民パートナーシップの構築などにより、中小企業を含むビジネス界の参画を強化するための行動や協力を必要に応じて向上させるよう要請する。
2. 締約国に対し、生物多様性のビジネス・ケース (business case for biodiversity) に関する認識を引き続き高めるよう強く促す。
3. 公的および民間の金融機関に対し、あらゆる投資に生物多様性への配慮を含め、持続可能な企業活動を推進するための投資計画を考案することを奨励する。
4. 地球環境ファシリティ (Global Environment Facility ; GEF) に対し、途上国 (特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国) および市場経済移行国における条約の目的の実施にビジネス界を参画させるための能力開発を支援するよう求め、締約国、その他政府、関連機関に対してはこれを要請する。
5. 本決議付属書に記載されている、利用可能な資源に応じて事務局が取り組むべき優先的行動の枠組みを歓迎し、また事務局長に対して、適宜、締約国やその他組織による関連イニシアティブを考慮に入れるよう求める。

付属書

ビジネスに関する優先的行動の枠組み2008-2010

1. 生物多様性に関連したビジネス界を動員させる取組みには、第8回締約会議以降目覚ましい進展が見られているが、企業と生物多様性のつながりあるいは条約の下に行われている交渉の企業との関連性を認識している企業、特に中小企業は、比較的少ない。この点を念頭に置いて、また決議VIII/17を継承するものとして、本文書は、2008～2010年に事務局が取り組むべき優先的行動を定めるものである。

優先分野1：生物多様性のビジネス・ケースを確立・推進する

2. 国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development ; UNCTAD) のバイオトレード・イニシアティブ (BioTrade Initiative) の枠組みの中で得た経験など、生物多様性のビジネス・ケースに関する情報の収集・普及をクリアリングハウス・メカニズム^{*}、ビジネスに関するCBDニュースレター、主力ビジネス・フォーラムを通して引き続き実施する。
3. 事例研究や他の教材を開発することなどにより講座のカリキュラムに生物多様性を取り入れる。

優先分野2：ツールおよび最優良事例を普及させる

4. 国際社会環境認定ラベル表示連盟 (International Social and Environmental Accreditation and Labeling Alliance ; ISEAL) などの関連組織と協力し、条約の目的の実施を目指した国際的な自主的認証制度の活用および効果に関する情報を収集し、また知識の共有と技術支援ツールの開発を推進し、さらに最優良事例の広範囲での採用を奨励する。その他の活動としては以下が挙げられる。
 - (a) 特に中小企業に関連した、締約国が開発・実施した生物資源の持続可能な利用を促進させる経験・実践を集約する。
 - (b) クリアリングハウス・メカニズムを通して情報を公開する。
5. ビジネスと生物多様性オフセットプログラム (Business and biodiversity Offsets Program ; BBOP) などの関連組織・イニシアティブと協力し、以下を収集・公開する。
 - (a) 事例研究、(b) 生物多様性のオフセットに関する手法、ツール、ガイドライン、(c) 関連の国家および地域的な政策枠組み。
6. バイオトレードに関する企業の最優良事例やツールを普及させる。
7. クリアリングハウス・メカニズム、ビジネスに関するCBDニュースレターなどを通して、

条約の目的に合致した調達政策に関する情報を収集し、普及させる。

※ 訳注：クリアリングハウスの原意は、手形交換所のこと。転じて、情報が一箇所に集約、記録され、また、発信されていく様を表しており、クリアリングハウス・メカニズムは、そのような情報センターを介した情報共有機能を推進するウェブサイトなどの仕組みをさす。

ウェブサイト：<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=11669>

国際自然保護連合 (IUCN) のガイドライン等

国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature ; IUCN) は、1948年に設立された、国、政府機関、NGOからなる国際的な自然保護機関です。早くからビジネスと生物多様性に注目し、様々な組織と協力してハンドブックやガイドライン等を作成しています。

以下に、IUCNが関わった生物多様性とビジネスに関するハンドブック等の一例を示します。

○「**Business and biodiversity : the handbook for corporate action**」
(Earthwatch Institute [Europe]; IUCN; World Business Council for Sustainable Development, 2002)

ウェブサイト：<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2002-022.pdf>

(日本語版)<http://www.bdnj.org/publications/BusinessBiodiversity.html>

○「**Integrating biodiversity conservation into oil and gas development**」
(British Petroleum; Conservation International; Fauna and Flora International; IUCN; The Nature Conservancy; Shell Corporation; Smithsonian Institution; Statoil; Energy and Biodiversity Initiative, 2003)

ウェブサイト：<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2003-037.pdf>

○「**Good practice guidance for mining and biodiversity**」
(Starke, Linda, ed. International Council on Mining and Metals; IUCN, 2006)

ウェブサイト：<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2006-026.pdf>

ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment ; MA)

ミレニアム生態系評価とは、国連の呼びかけにより、2001年から2005年まで、95か国から1,360人の専門家が参加し、実施された、生態系に関する大規模な総合的評価です。生態系の変化が人間の生活の豊かさなどにどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系の機能の低下を防ぐための提言を行っています。

ミレニアム生態系評価では、次の4種類の地球規模のシナリオを作成し、シナリオ別の将来を考察しています。

○ 世界協調：世界貿易と経済自由化に焦点を当てた政策改革が、経済や統治の新形態をとるために用いられる、世界がつながった社会。

- 力による秩序：安全保障や保護に対する懸念から、地域化され、分断化された世界。
- 順応的モザイク：地域の流域スケールの生態系が政治経済活動の焦点となる世界。
- テクノガーデン：技術に強く依存し、世界がつながった社会であり、高度に管理された生態系から生態系サービスがもたらされる。

ミレニアム生態系評価では、人間の福利にとって生態系サービスの重要性が地域間での程度異なるかを評価するために、世界の33の地域についてサブグローバルな評価(Sub-global Assessment ; SGA)が実施されました。そのうち、18の評価がミレニアム生態系評価の公式なサブグローバル評価として認定されています。

これら33地域に日本は含まれていませんでしたが、現在、国連大学高等研究所が中心となって、新たに日本の里山・里海を対象としたSGAを実施しています。

出版物(日本語版)：国連ミレニアムエコシステム評価 生態系サービスと人類の将来

地球規模生物多様性概況2 (Global Biodiversity Outlook 2 ; GBO2)

生物多様性条約の締約国会議は、2002年の第6回締約国会議において、2010年までに、地球、地域、国レベルで貧困緩和と地球上の全ての生物の便益のために、生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させるという使命をもつ戦略計画を採択しました。

2004年の第7回締約国会議では、戦略計画の2010年目標の達成に向けた進捗状況を評価し、その進捗状況を一般国民に伝えるために、行動の手引きとなる枠組みである対象分野(focal area)について合意しました。

対象分野

- ・ 以下を含む生物多様性構成要素の損失速度の減少。
 - (i) 生物群系、生息地及び生態系、(ii) 種と個体群、(iii) 遺伝的多様性
- ・ 生物多様性の持続可能な利用の促進
- ・ 侵略的外来生物種、気候変動、汚染、生息・生育地の変化等により生じる生物多様性に対する主要脅威への取組
- ・ 生態系の完全性及び生態系の生物多様性によってもたらされる人類の福利を支える財とサービスの提供の維持
- ・ 伝統的な知識、工夫及び慣行の保護
- ・ 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の確保
- ・ 本条約及び戦略計画実施を目的とした、途上国(特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国)及び経済移行国のための財政的・技術的資源の動員

また、この生物多様性に関する2010年目標に向けた進捗状況を評価することを目的とした最終目標(goals)と目標(targets)を設定し、生物多様性の現状と傾向を評価するための指標を定めました。地球規模生物多様性概況2は、これらの目標と指標を用いて、生物多様性における現在の傾向及び2010年目標達成への見通しを示しています。

ウェブサイト(日本語版)：http://www.biodic.go.jp/biodiversity/lib_pamphlet/index.html

「生態系と生物多様性の経済学」

(The Economics of Ecosystems and Biodiversity ; TEEB)

2008年5月に開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、「生態系と生物多様性の経済学 中間報告」(The Economics of Ecosystems and Biodiversity An Interim Report) (欧州共同体、2008)が発表されました。これは、気候変動分野において、通称スターン・レビューと呼ばれている「気候変動の経済学」(The Economics of Climate Change)の報告書が、気候変動に対する早期の行動と政策の変化の機運となったことに刺激され、2007年3月にドイツ・ポツダムで開催されたG8環境大臣会合において、生態系と生物多様性の損失についても同様のプロジェクトの必要性が示されたことに端を発します。

同報告書では、2000年から2050年までの期間の初期では、陸域生態系のみで年間約500億ユーロに相当する生態系サービスの価値を失っているという研究例なども紹介されています。最終報告は、2010年に発表される予定です。

ウェブサイト(日本語版)：<http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/innovation/biology/index.html>